

水道料金・下水道等使用料及び 受益者負担金等について

1

上下水道事業の会計について

1 一般会計

官公庁方式(現金主義)－教育・福祉・土木等大部分の事業

2 特別会計

特定の事業を行うため、一般会計と区分して経理

水道・下水道ともに特別会計で
事業別に収支を管理している。

- (1) 地方公営企業法の全部を適用するもの(全部適用)又は
財務規定等を適用するもの(一部適用)
企業会計方式(複式簿記)で経理

水道事業は地方公営企業の全部を適用(全部適用)している。

下水道事業は、平成20年度から地方公営企業法の財務規定等を適用
(一部適用)し、水道局との統合に伴い平成29年度から地方公営企業法
の全部を適用(全部適用)している。

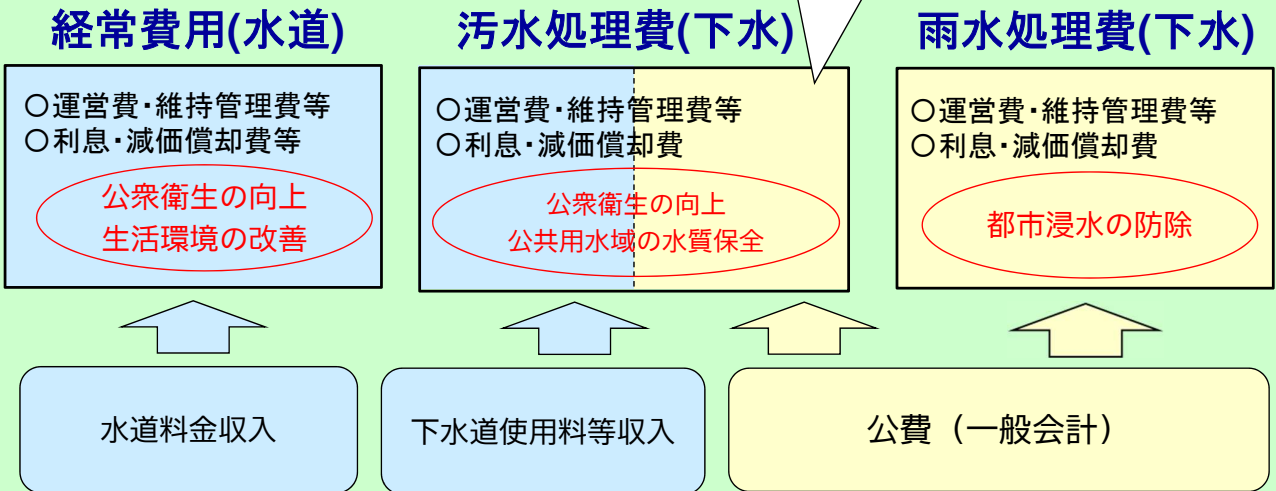
2

上下水道事業経営の原則

独立採算制

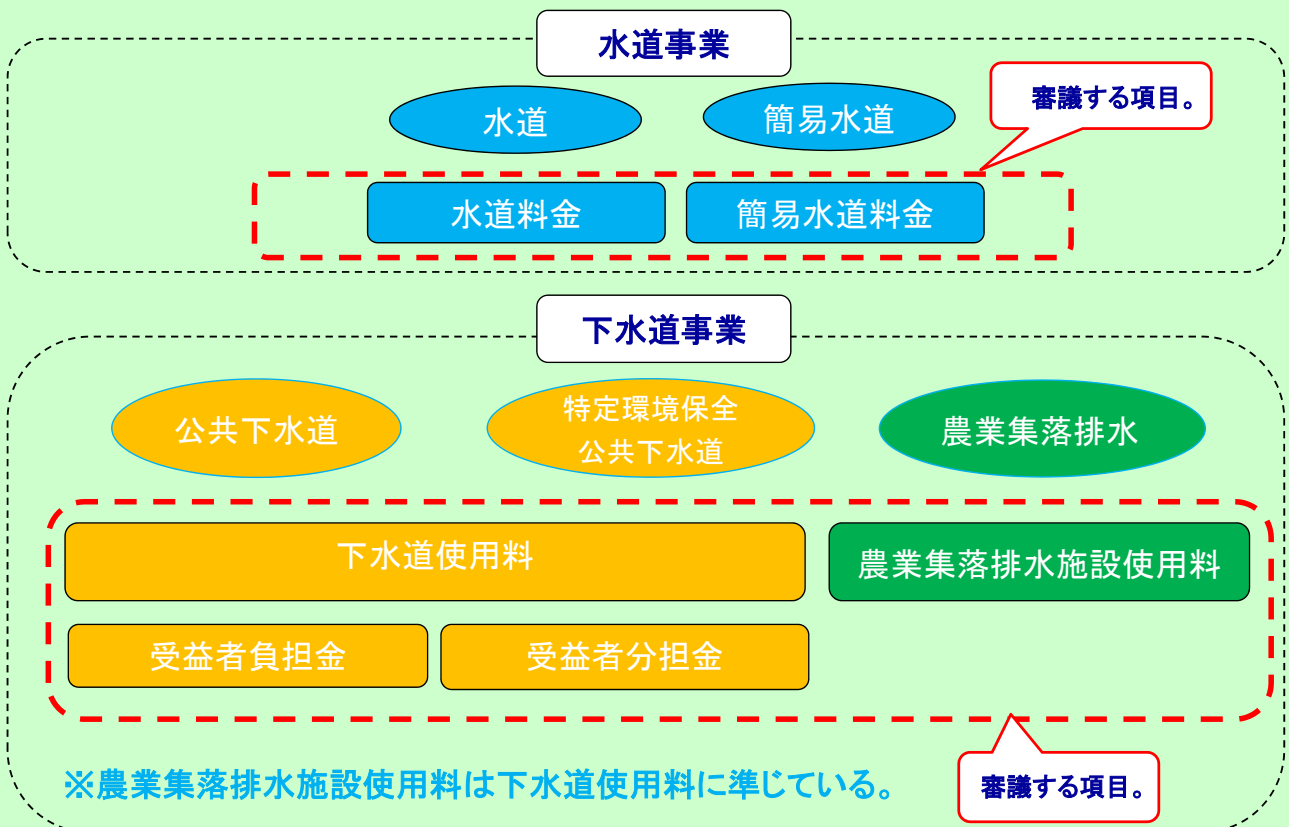
上下水道事業の経営は、地方公営企業法という法律に基づき「独立採算制」となっている。つまり、経営に必要な費用は、お客様からいただく水道料金・下水道使用料の収入でまかなわれている。

公共用水域の水質を保全する側面もあることから、一部を公費で負担する。



※簡易水道事業は、一部を公費(一般会計)で負担している。

審議対象となる料金等の種類



水道料金について

料金に関する法律

地方公営企業法 第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業」の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法 第14条（供給規定）

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規定を定めなければならない。

- 2 前項の供給規定は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 二 料金が、低率又は定額をもって明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

5

下水道使用料等について

料金に関する法律

地方公営企業法 第21条（料金）

地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業」の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

下水道法 第20条（使用料）

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

6

受益者負担金等について

受益者負担金に関する法律

都市計画法 第75条

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

公共下水道は都市計画区域内を整備している。

受益者分担金に関する法律

地方自治法 第224条

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

特定環境保全公共下水道は、都市計画区域外(湖南町)を整備している。

受益者負担金（分担金）制度

下水道が整備されますと、その区域は生活環境や公衆衛生の向上とあいまって土地の資産価値は上昇します。しかし、このように限られた地域の人だけが特別の利益を受ける下水道事業を、すべて市で負担することは、利益を受けられない多くの地域の人々との間に不公平を生じることになる。

そこで、この利益を受ける人に下水道建設費の一部を負担していただくため「下水道受益者負担金（分担金）制度」を設けている。

7

公営企業会計の 収支の仕組みについて

8

企業会計における収支（2種類）

収益的収支(3条費用)

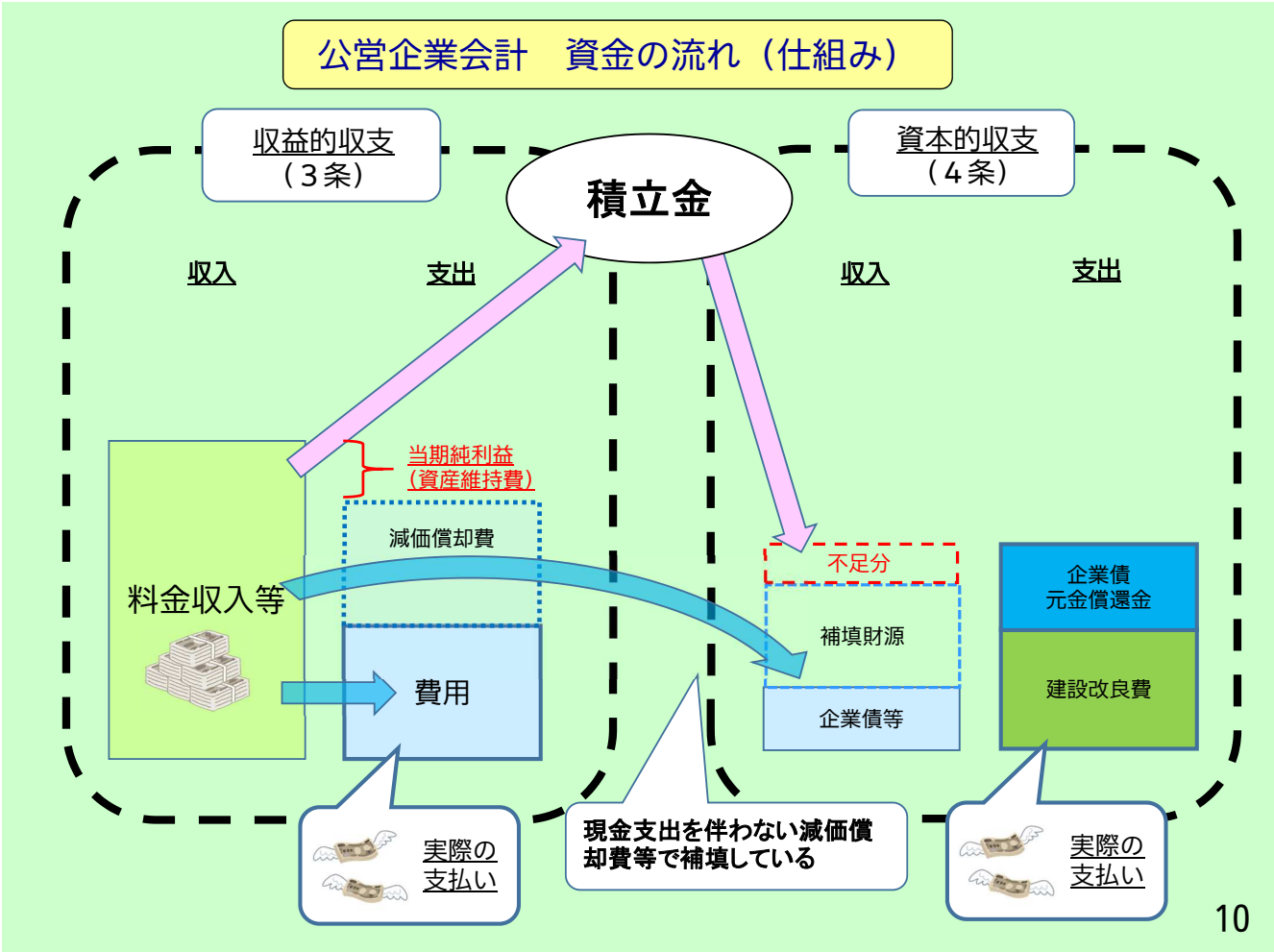
概ね支出の効果が**1年度**だけのもの

主な支出：減価償却費、人件費、修繕費、委託費、動力費、薬品費等

資本的収支(4条費用)

支出の効果が**複数年**にわたるものや元金償還金

主な支出：施設の新設・更新・長寿命化に関する費用、企業債元金償還金



減価償却費(定額法)



配水管布設工事 1億円

1年目・・・237万5千円

2年目・・・237万5千円

3年目・・・237万5千円

⋮

38年目・・・237万5千円

39年目・・・237万5千円

40年目・・・237万5千円

$$1億円 \times 95\% = 9500万円$$
$$9500万円 \div 40年(法定耐用年数) = \underline{237万5千円}$$

減価償却費は建設時に投資した費用を法定耐用年数かけて回収する仕組み。実際の現金支出がない経費であり、水道料金により回収し、更新費用に充てている。

11

資産維持費(当期純利益)

1982(昭和57)年
配水管布設工事 1億円

40年かけて回収し、
1億円分で、
更新工事を行う。



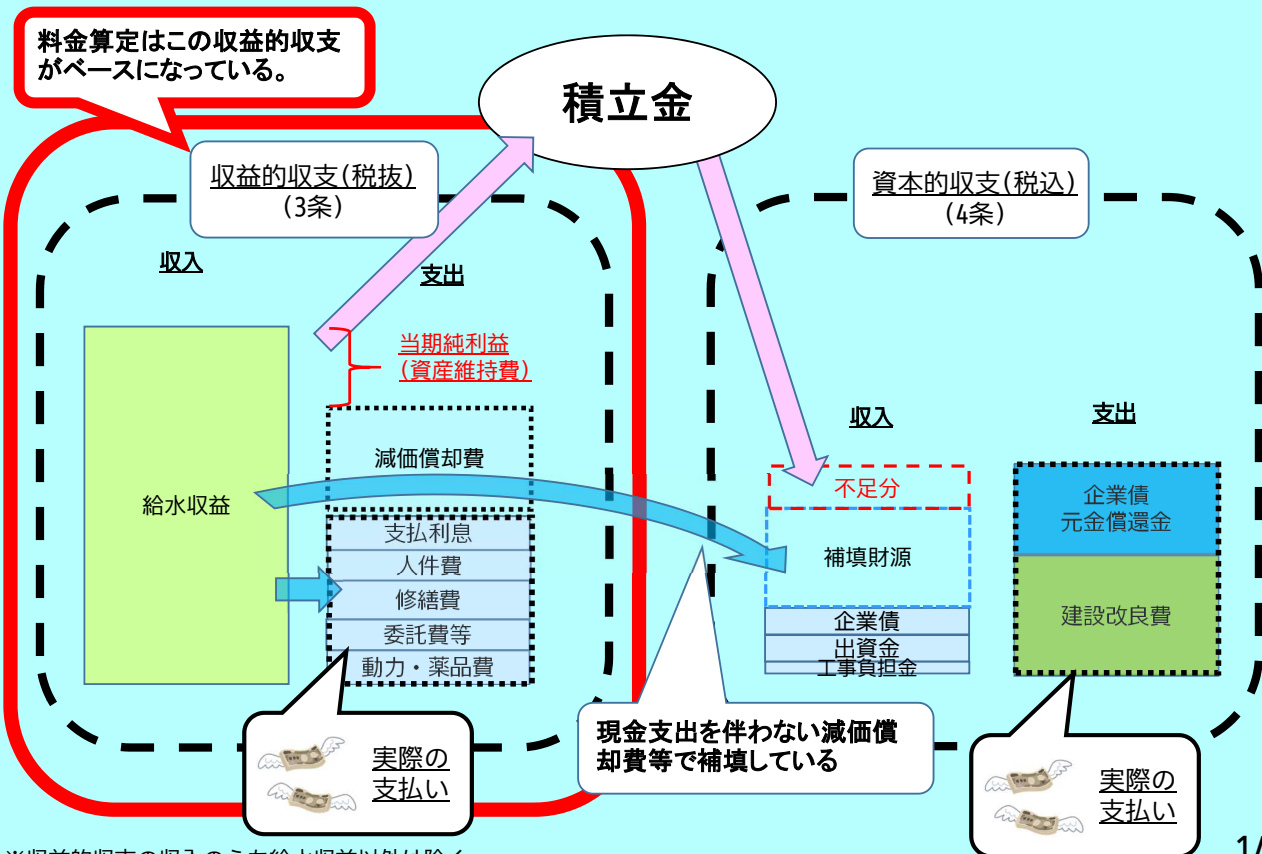
1982(昭和57)年と同様の
工事を40年後の2022(令
和4)年に発注すると、1億円
では費用が足りない。

減価償却費で不足する資金(費用)を
「資産維持費(当期純利益)」で補う。

12

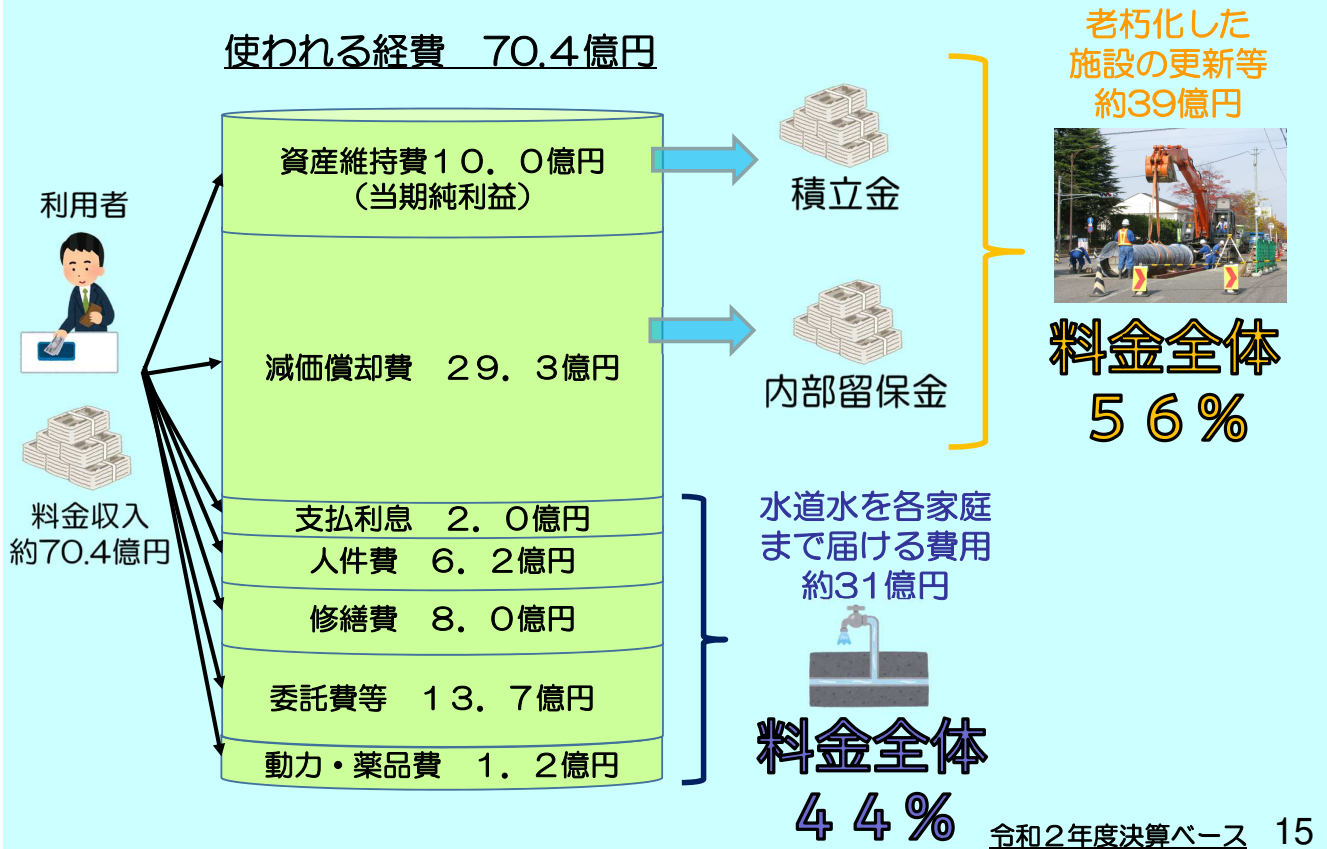
水道料金について

水道事業決算 イメージ



※収益的収支の収入のうち給水収益以外は除く

水道料金の使われ方 (イメージ)



固定費・変動費・需要家費について

固定費

固定費は、給水量の多寡には関係なく水道施設を真に維持していくために固定的に必要とされる費用

例：資産維持費、減価償却費、支払利息、人件費、修繕費、委託費等

変動費

変動費は、給水量の増減に比例する費用

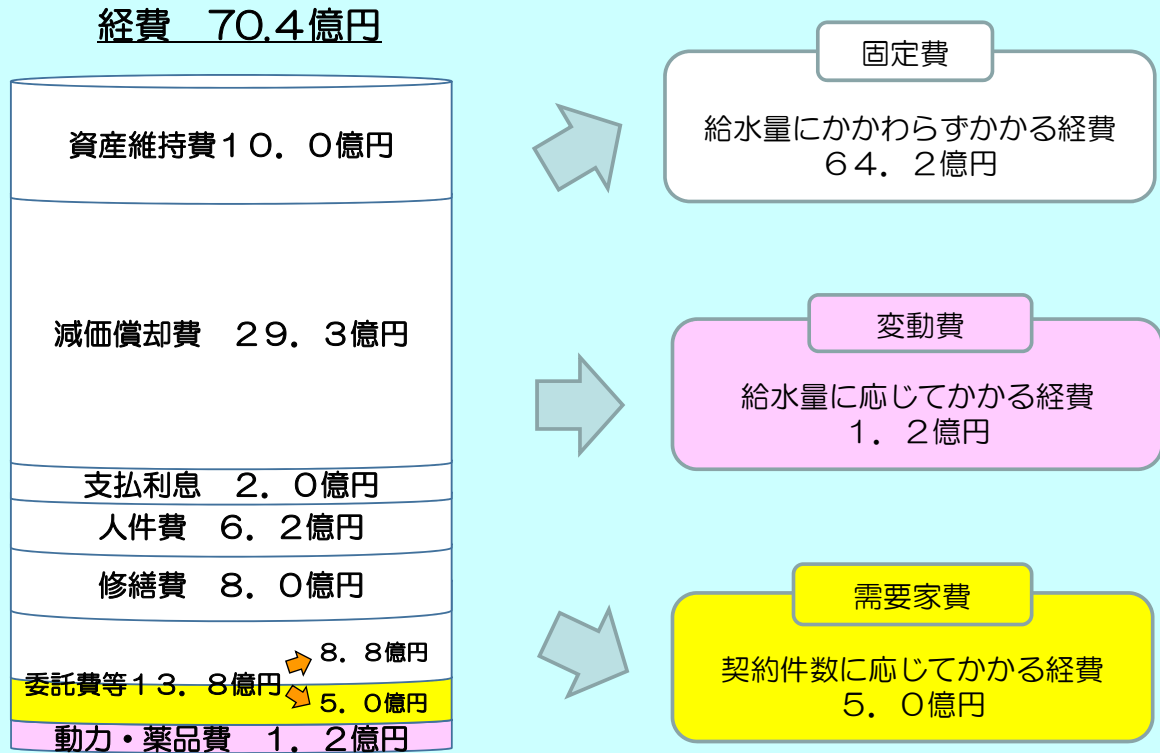
例：薬品費、動力費

需要家費

需要家費は、検針・集金関係、量水器関係諸費等、主として需要家の存在により発生する費用。

例：料金徴収業務に係る委託費等

費用の分解について（イメージ）



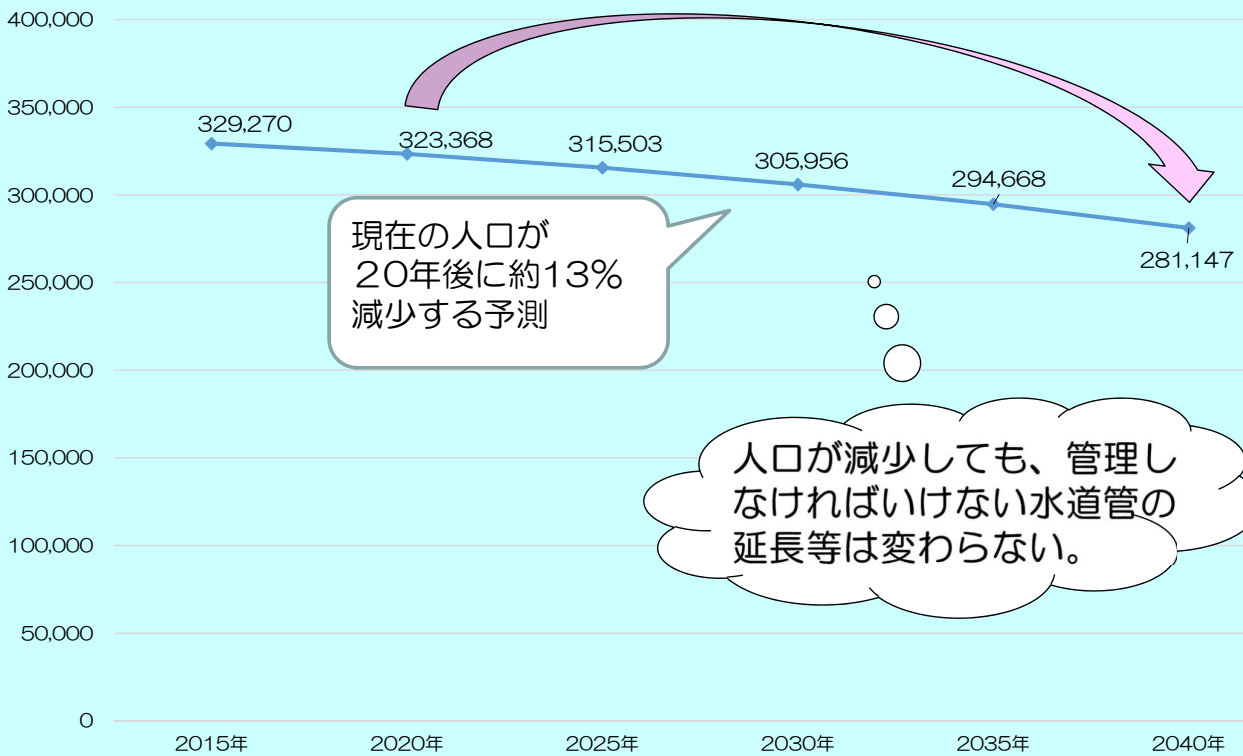
令和2年度決算ベース 17

水道使用者は、この「郡山市の水道システム」を使うために水道料金を納めている



郡山市の人口予測

【人】



※参考：郡山市人口ビジョン

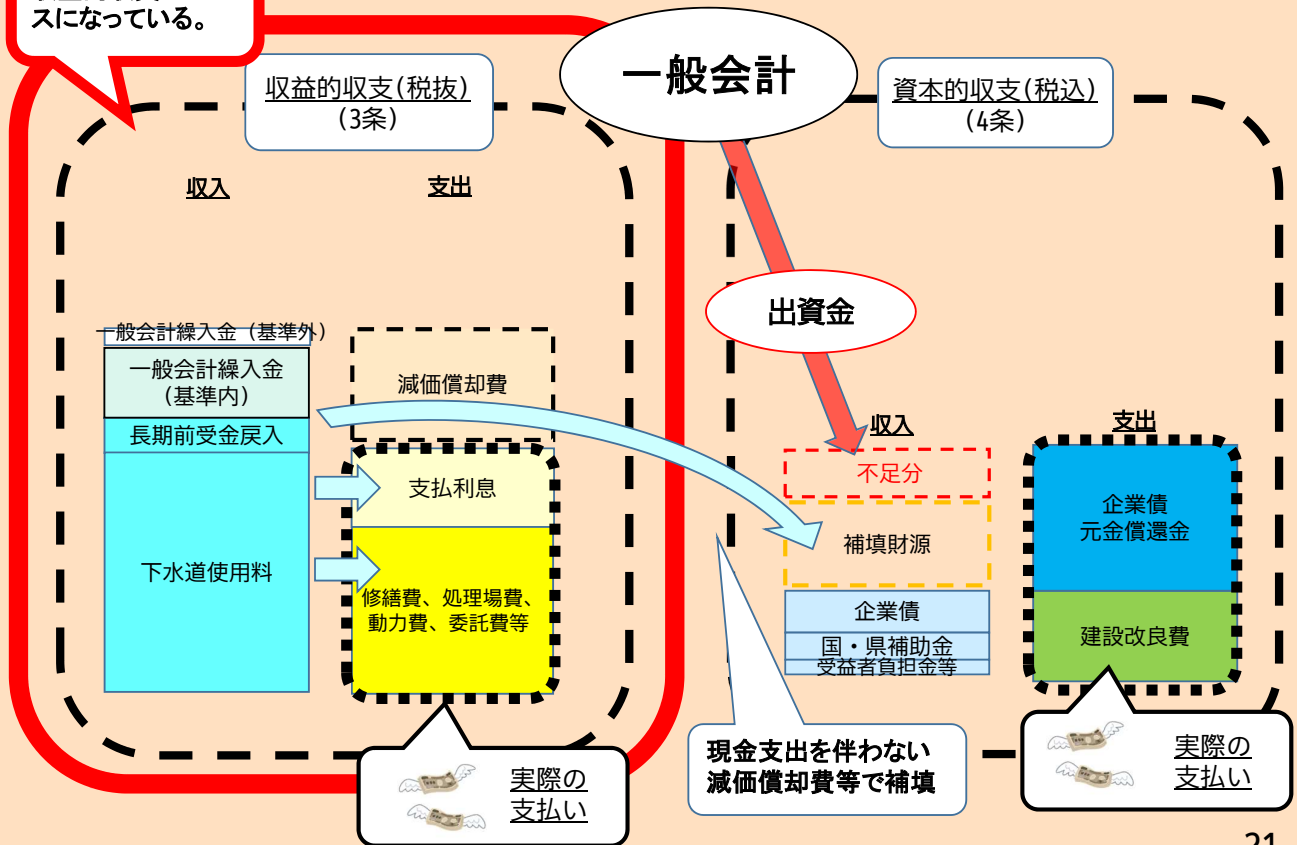
19

下水道使用料について

20

下水道事業 イメージ図

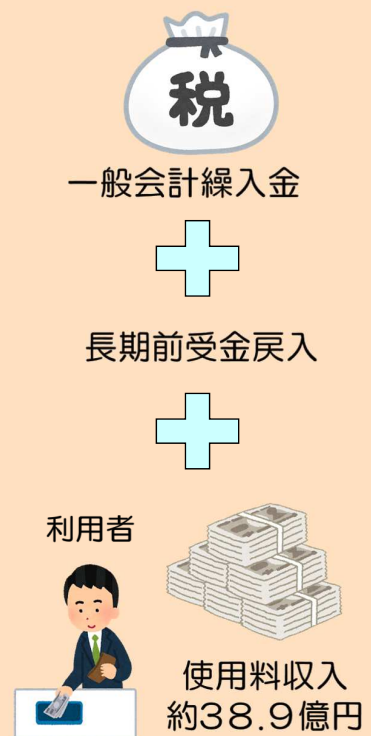
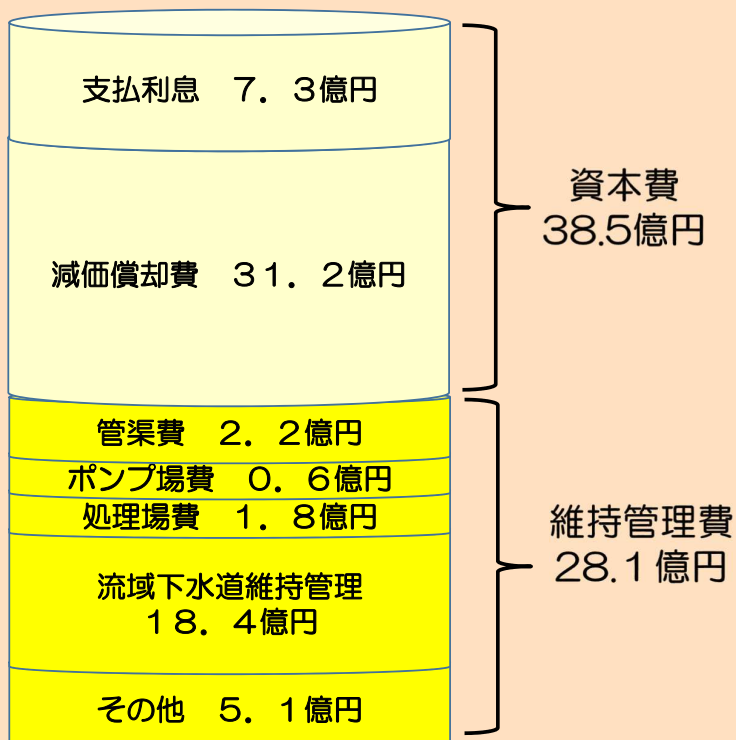
使用料算定はこの収益的収支がベースになっている。



下水道事業(汚水)にかかる経費

汚水処理にかかる経費 66.6億円

収入 66.6億円



下水道使用料の考え方（その1）

I. 第5次下水道財政研究委員会の提言（昭和60年7月）

- (1) 汚水に係る維持管理費は、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすること。
- (2) 汚水に係る資本費は、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象とすることが妥当であるが、使用料が著しく高額となる等の事情がある場合は、過渡的に、使用料の対象とする範囲を限定する事ができる。
⇒建設段階においては、使用料が高額になる等の事情により、範囲を限定する。

下水道使用料の考え方（その2）

国の方針（総務省）

- (1) 「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」
（平成18年3月 総務省自治財政局地域企業経営企画室）
基本は汚水処理費に見合った額を設定すべきだが、他の公共料金や住民負担可能額等を勘案し、3,000円/20^m・月（使用料単価150円/^m）の水準を目途に適正化を図るべき。
- (2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」
（平成26年8月 総務省自治財政局公営企業課長）
使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20^mを前提として行われていることに留意すること。

⇒郡山市 現行使用料 3,066円/20^m・月

一般会計繰入金

一般会計繰入金

繰出基準に基づく繰入金
(基準内)

繰出基準に基づかない繰入金
(基準外)

繰出基準に基づく繰入金 (基準内)

「『地方公営企業繰出金について』の一部改正について」(S56.6.5付け自治企一第60号及びS61.5.27付け自治企一第60号 自治省財政局長通知)により定められた。平成4年度に全事業について内容が見直され、同年度以降は毎年度、総務副大臣通知「地方公営企業繰出金について」が出されることとなっている。

- 分流式下水道等に要する経費
- 高度処理に要する経費
- 高資本費対策に要する経費 等

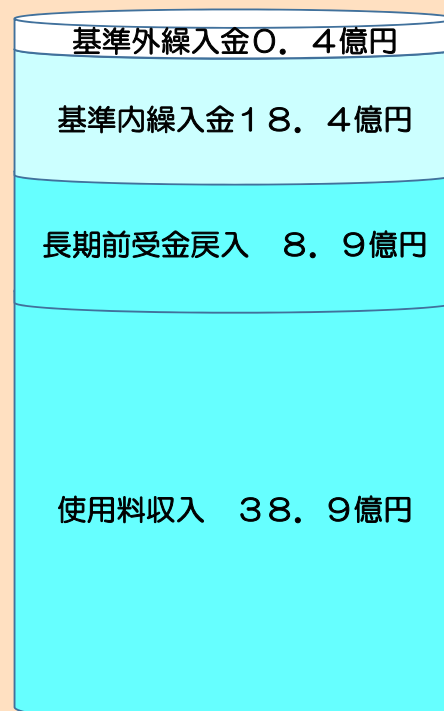
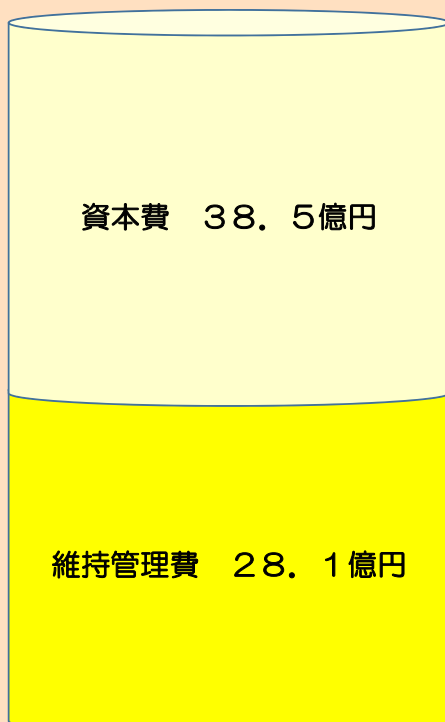
繰出基準に基づかない繰入金 (基準外)

- 特定環境保全公共下水道事業の使用料で賄えない維持管理費

汚水処理にかかる費用に対する収入

汚水処理にかかる費用
66.6億円

収入
66.6億円



税

memo

memo
